

新たな高齢者医療制度に関する意見書

国は、高齢者医療制度改革会議の「高齢者のための新たな医療制度等について（最終とりまとめ）」を受けて、法案の国会上程を検討しています。

「最終とりまとめ」では、後期高齢者医療制度の加入者1,200万人が市町村国保に加入しますが、財政運営は都道府県となり、今度は国保の中で75歳以上を区切ることになります。

70歳から74歳までの患者負担割合が2割となり、低所得者の9割軽減、8.5割軽減、所得割5割軽減も段階的に解消するとしており、大幅な負担増となります。また、「支援金」を負担する協会けんぽをはじめすべての保険料が値上げになり、ほとんどの住民が負担増となります。

さらに、2018年を目途に市町村国保を都道府県単位に広域化するとしています。今回の都道府県単位化は、新たな財政支援もなく、国の責任を都道府県に押しつけるものです。

国は、国庫負担を減らし続け、市町村国保の総収入に占める国庫負担金の割合が、1984年の49.8%から2007年には25%へと半減しています。

そのことが、今日の市町村国保の厳しい実態の原因になっています。国庫負担率をそのままにして都道府県単位化しても国保の改善には繋がりません。

法定外一般会計繰入の解消などにより、保険料（税）の上昇は避けられません。また、市町村は、高い保険料（税）の収納が求められ、払えない滞納者からの取り立て・差押えなども求められ、標準保険料を下回ると財政負担も生じます。

以上のように、新制度案は多くの問題があります。国ならびに政府関係機関におかれましては、高齢者や国民が「いつでも、どこでも、安心して医療が受けられる」制度になるよう、以下の事項について要望いたします。

1. 国民健康保険への国庫負担を大幅に増やし、高すぎる保険料を引き下げること。
2. 保険料（税）の上昇や住民サービスの低下に繋がる「国保広域化」の押しつけをやめること。
3. 70才から74才までの患者負担割合の2割への引き上げや低所得者の保険料軽減特例措置の段階的解消、「支援金」を負担するすべての保険料値上げなど、大幅な負担増を盛り込んだ新制度案に反対する。
4. 後期高齢者医療制度は廃止し、国庫負担で高齢者や自治体の負担を軽減し安心して受けられる医療制度にすること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成23年3月18日

上砂川町議会議長 堀内哲夫

提出先 内閣総理大臣 厚生労働大臣

